

物件検査が省略できる！

中古マンションらくらくフラット35

物件検査の申請手続、
検査費用が必要ありません

【フラット35】の適合物件か
どうかすぐわかります

「中古マンションらくらくフラット35」とは？

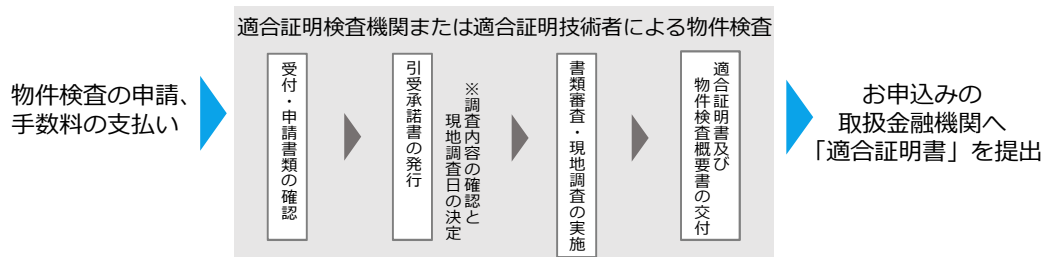
住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認した中古マンション※です。

※該当するマンションの要件については、下記「中古マンションらくらくフラット35に登録されているマンション」をご覧ください。

「中古マンションらくらくフラット35」に登録するメリットは？

本来【フラット35】（中古住宅）等のご利用には物件検査（適合証明書等の取得）が必要ですが、「中古マンションらくらくフラット35」に登録されている物件であれば、フラット35サイトで検索した対象物件の「適合証明省略に関する申出書」を印刷し、お申込みの取扱金融機関に提出することで、物件検査の省略が可能です。

通常の中古住宅の物件検査の流れ



「中古らくらく」なら・・・

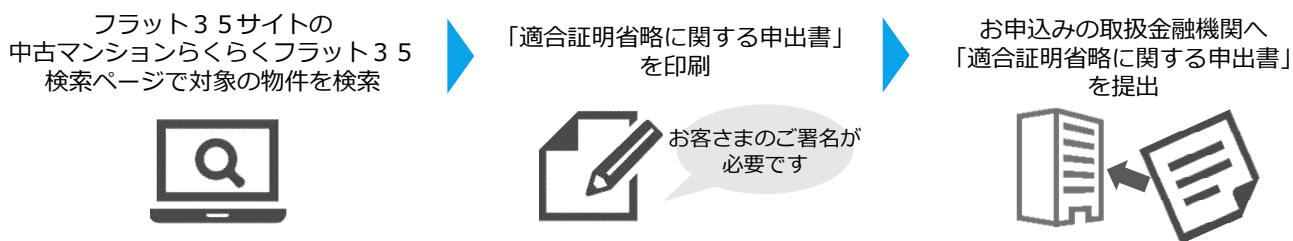
物件検査手数料は
なし！


物件検査の手続が
不要！

フラット35ご利用までが
早い！

「中古マンションらくらくフラット35」はどうやって利用するの？

中古マンションらくらくフラット35ご利用の流れ



中古マンションらくらくフラット35対象物件の検索はこちらから 

<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/f35ums/index.php>



「中古マンションらくらくフラット35」に登録されているマンション

次のいずれかに該当する中古マンションです。

- 新築時に「フラット35登録マンション」の手続がされたマンションで、住宅金融支援機構が定める耐久性基準に適合する築20年以内のもの
- 住棟単位の適合証明書（中古マンションらくらくフラット35登録用）を取得したマンションで、マンション管理組合（マンション管理組合が成立していない場合は、建築物の所有者）が住宅金融支援機構に登録手続したものの
- 旧公庫融資付き分譲マンションで、住宅金融支援機構の耐久性基準に適合する築20年以内のもの（事業主が平成8年10月以降に旧公庫に手続したものが該当）
- 旧公庫マンション融資（公庫利用可）の対象マンションで、住宅金融支援機構の耐久性基準に適合する築20年以内のもの（事業主が平成13年4月以降に旧公庫に手続したものが該当）等